

第31回 市民公開セミナー

介護老人保健施設の役割とは ～認知症を正しく知って地域で支えましょう～

入場
無料

事前申込不要

日付：平成29年9月29日（金）

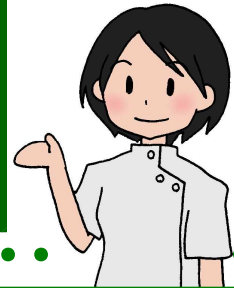
時間：午後2時～午後4時15分

会場：東住吉区民ホール

大阪市東住吉区東田辺1-13-4（東住吉区役所3階）

定員：350名

※駐車場は台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。



■アクセス

- ・谷町線「駒川中野」駅 1番出口を出て、地下道を通り、そのまま真っ直ぐ約500m、ファミリーレストランがある交差点を右へ（東住吉区役所前交差点）約100m
- ・阪和線「南田辺」駅から南東へ約850m
- ・系統3（地下鉄住之江公園～出戸バスターミナル）「東住吉区役所前」下車
- ・系統54A（反時計回り）・54B・54D（時計回り）（住吉車庫前～鷹合団地～住吉車庫前）「東住吉区役所前」下車

●プログラム

- 第一講演〔午後2時05分～午後2時50分〕
『認知症－介護老人保健施設の役割－』
医療法人 嘉誠会
介護老人保健施設 ヴァンサンク 施設長 山下隆史
- 第二講演〔午後2時50分～午後3時20分〕
『地域包括ケアに向けた東住吉区の取り組み』
東住吉区内地域包括支援センター
東住吉区介護保険関係者連絡会
- 第三講演〔午後3時30分～午後4時15分〕
『認知症を正しく知ろう』
森ノ宮医療大学 保健医療学部 作業療法学科大学院
保健医療学研究科 教授 横井賀津志

お問い合わせ先

主催：公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会 大阪市南部地区ブロック

ヴァンサンク
☎06-6704-3511

おとしよりすこやかセンター
南部館
☎06-6701-6700

はるか
☎06-6659-0030

レジテント梅南
☎06-4398-9111

たちばな
☎06-6769-0600

大阪市南部地区ブロック

施設連絡先

介護老人保健施設	錦秀苑	大阪市住吉区南住吉1-22-17	☎06-6605-5221
介護老人保健施設	聖和苑	大阪市住吉区帝塚山東2-1-35	☎06-4701-7011
介護老人保健施設	フェリス加美	大阪市平野区加美西2-3-5	☎06-6795-1178
介護老人保健施設	永寿ケアセンター	大阪市平野区瓜破南1-2-30	☎06-6760-0707
大阪市立介護老人保健施設 おとしよりすこやかセンター南部館		大阪市平野区喜連西6-2-33	☎06-6701-6700
介護老人保健施設	平野新生苑	大阪市平野区平野東1-8-29	☎06-6791-0081
介護老人保健施設	ながよし苑	大阪市平野区長吉川辺3-8-5	☎06-6701-3115
介護老人保健施設	オアシス	大阪市平野区平野南1-7-7	☎06-6790-1760
介護老人保健施設	はるか	大阪市西成区岸里2-6-9	☎06-6659-0030
大阪市立介護老人保健施設 おとしよりすこやかセンター南部花園館		大阪市西成区梅南1-4-26	☎06-6651-8700
介護老人保健施設	レジテント梅南	大阪市西成区梅南3-8-35	☎06-4398-9111
介護老人保健施設	やまき苑	大阪市西成区玉出西2-5-36	☎06-6659-2222
介護老人保健施設	はまさき	大阪市住之江区北島3-6-27	☎06-6681-5660
介護老人保健施設	雅秀苑	大阪市住之江区南港北1-4-1	☎06-6613-8501
介護老人保健施設	カルチェ住吉川	大阪市住之江区中加賀屋4-5-27	☎06-6686-2511
介護老人保健施設	アロンティアクラブ	大阪市住之江区北島2-7-32	☎06-6682-6620
介護老人保健施設	やまき・あべの苑	大阪市阿倍野区阪南町1-45-8	☎06-4399-8600
介護老人保健施設	桑の実	大阪市東住吉区桑津4-4-5	☎06-6710-7555
介護老人保健施設	たちばな	大阪市東住吉区住道矢田9-11-11	☎06-6769-0600
西中介護老人保健施設	ヴィーブルジョワ	大阪市東住吉区公園南矢田4-19-29	☎06-6698-9191
介護老人保健施設	ヴァンサンク	大阪市東住吉区湯里2-12-26	☎06-6704-3511

「ろうけん＝介護老人保健施設」ってどんな所？



「ろうけん＝介護老人保健施設」は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設です。利用者ひとりひとりの状態や目標に合わせたケアサービスを、医師をはじめとする専門スタッフが、夜間でも安心できる体制を整えています。

介護老人保健施設をご利用いただける方は、介護保険法による被保険者で要介護認定を受けた方のうち、病状が安定していて入院治療の必要がない要介護度1～5の方で、リハビリテーションを必要とされる方です。

介護老人保健施設は、常に利用者主体の質の高い介護サービスの提供を心がけ、地域に開かれた施設として、利用者のニーズにきめ細かく応える施設です。介護予防を含めた教育・啓発活動など幅広い活動を通じ、在宅ケア支援の拠点となる事を目指して、ご利用者・ご家族の皆様が、快適に自分らしい日常生活を送れるよう支援をしています。